

特集

参議院議員通常選挙

行こうよ投票！ 未来を決める あなたの一票

6月24日公示、7月11日投票

投票できる人

昭和59年7月12日以前に生まれた日本国民で、平成16年3月23日以前から引き続き上三川町に住所を有し、住民基本台帳に登録されている人

町内での住所変更

6月18日までに町内で住所異動の届出をした人は、新しい住所の投票所で投票できます。6月19日以降に住所を異動した人は、旧住所の投票所で投票してください。

入場券を忘れずに

入場券は、世帯ごとに封書で郵送します（1人世帯の人は葉書で郵送します）。投票する際には、お忘れのないようにお願いします。もし、入場券を紛失した

場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申出てください。

投票用紙は2種類です

栃木県選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2種類があります。投票用紙を間違えて記入すると無効になってしまいますので、十分に注意して投票してください。

栃木県選出議員選挙

（黒刷・クリーム色）

栃木県選挙区から立候補している候補者の氏名（個人名）を記載して投票してください。

比例代表選出議員選挙

（赤刷・白色）

参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載して投票してください。

点字投票・代理投票

目の不自由な人には、点字器を用意しています。また、身体が不自由などの理由で字の書けない人は、投票所の係員が代筆します。いずれも、投票所の係員に申出てください。

こんな投票は無効です

次のような投票は、せっかく投票しても無効になってしまいますので、気をつけて投票してください。

- ・所定の用紙を用いないもの
- ・候補者でない者、又は候補者となることのできない者の氏名を記載したもの
- ・被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの
- ・2人以上の候補者の氏名を記載したもの
- ・候補者の氏名のほかに他事を記載したもの

投票区・投票所・投票区域一覧（投票時間＝午前7時～午後8時）

投票区	投票所名	区 域
第1	本郷小学校体育館	上郷1区・上郷2区・上郷3区・上郷4区・上郷5区・東蓼沼東・東蓼沼西
第2	本郷中学校体育館	西蓼沼・中根・向川原・東汗東・東汗西・上文挾・西木代・露無
第3	本郷北小学校体育館	西汗上東・西汗上西・西汗下・磯岡・美里・青雲寮・本郷台団地第1・本郷台団地第2・ひがしはら
第4	坂上小学校体育館	三ツ家・常光坊・五分一・三村・坂上本田・坂上河原・三本木・雇用促進住宅南
第5	中央公民館大集会室	下町1区・下町2区・下町3区・下町4区・下町5区・下蒲生
第6	上三川町役場町民ホール	上町・峰町・上蒲生南・しらさぎ・マロニエプラザ・殿山寮・上三川寮・白鷺寮・並木
第7	上三川小学校体育館	中町・大町・東館北部・東館南部・泉町・井戸川・愛宕町・桃畑・睦淵・雇用促進住宅・友愛苑
第8	明治南小学校体育館	天神町・西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁・川中子1区（1～199番地）・間の田・西浦・富士見台・県営住宅
第9	明治小学校体育館	大山第1・大山第2・大山第3・大山第4・上梁・川中子1区（200番地～）・川中子2区・下神主・上神主・鞘堂・ゆうきが丘第1・ゆうきが丘第2・ゆうきが丘第3・ゆうきが丘第4・ゆうきが丘第5・薄市・トータスホーム
第10	北小学校体育館	願成寺・上蒲生北・日産第1・日産第3・ペレンネ若松・川中子3区・石田下坪・西田南・西田北・島崎・石田上坪

特集

候補者の氏名を自書しないもの

どの候補者を記載したか確認しがたいもの

白紙投票

単に雑事を記載したもの

単に記号、符号を記載したのも

期日前投票・不在者投票（宣誓書（兼請求書）の記載が必要です。）

投票日当日に仕事、旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど、一定の事由に該当が見込まれる人は、期日前投票をすることができます。

期間 6月25日(金) ~ 7月10日(土)
午前8時30分 ~ 午後8時
場所 役場3階中会議室

また、長期出張等のため上三川町で期日前投票ができない人は、不在者投票をすることができまますので、町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）にご相談ください（期間は、期日前投票の場合と同様です）。

郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票ができる人は次のとおりです。

① 身体障害者手帳の交付を受けている人

② 戦傷病者手帳の交付を受けている人

③ 介護保険法に規定する要介護者で介護保険の被保険者証（以下単に「被保険者証」という。）に要介護状態区分が要介護5と記載されている人

※ 右記に該当していても、障害の箇所や程度等により郵便等による不在者投票が認められない場合があります。また、新たに代理記載制度が創設されましたので、詳しくは委員会までお問い合わせください。

なお、郵便等による投票をする場合には、「郵便等投票証明書（以下「証明書」という。）」が必要です。証明書の有効期限は、①及び②に該当する人については交付の日から7年、③に該当する人は交付の日から被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末

日までです。証明書の交付を希望又は交付済みの証明書の有効期限が過ぎている場合は、早めに委員会に申請等の手続きをしてください。

また、郵便等による不在者投票の請求の期限は、投票日の4日前まで（7月7日(水)の午後5時まで）です。

入院（所）中の人は

栃木県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院（所）中の人は、その施設で不在者投票をすることができます。

詳しくは、入院（所）先の施設又は、町選挙管理委員会に問い合わせてください。

▼問い合わせ先 上三川町選挙管理委員会 ☎9116

参議院議員通常選挙 ホームページ
アドレス
<http://www.pref.tochigi.jp>

投票所のご案内

